

医療体制に関する情報提供・共有の強化に伴うガイドライン修正案

- 帰国者・接触者外来の場所については、これまで公表していなかったが、国民に平時から一元的な情報提供・共有を行うことにより、発生時に国民が迅速かつ適切に診断、治療を受けることが可能となると考えられることから、今後、新型インフルエンザ患者入院医療機関等とともに厚生労働省ホームページに公開することとした。
- これを踏まえ、ガイドラインの文言を以下のように修正する必要がある。

現行

帰国者・接触者外来の対象者や役割等の情報について周知を行う。帰国者・接触者外来の場所については、帰国者・接触者相談センターが相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に知らせることを原則とし、一般への公表は行わない。

新

帰国者・接触者外来の対象者や役割等の情報について周知を行う。帰国者・接触者相談センターが相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合には、受診すべき帰国者・接触者外来を知らせる。